

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】令和5年8月22日(2023.8.22)

【公開番号】特開2021-50096(P2021-50096A)

【公開日】令和3年4月1日(2021.4.1)

【年通号数】公開・登録公報2021-016

【出願番号】特願2020-136294(P2020-136294)

【国際特許分類】

B 6 5 H 5/08(2006.01)

10

G 0 3 G 21/16(2006.01)

G 0 3 G 15/20(2006.01)

【F I】

B 6 5 H 5/08 H

G 0 3 G 21/16 1 9 5

G 0 3 G 15/20 5 0 5

20

【手続補正書】

【提出日】令和5年8月14日(2023.8.14)

【手続補正1】

20

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

30

画像が外面に転写される環状の転写ベルトと、前記転写ベルトの外面とで記録媒体を挟んで前記画像を前記転写ベルトから該記録媒体に転写する転写領域を有する第1胴と、前記第1胴と対向して回転しながら前記転写ベルトと前記第1胴を押圧する押圧部と、前記第1胴の軸方向端部に配置された第1回転体と、を有する画像形成部と、

加熱又は乾燥により前記画像が定着される前記記録媒体を支持する第2胴と、前記第2胴の軸方向端部に配置された第2回転体と、を有する定着部と、

前記第1回転体と前記第2回転体に張架され、該第1回転体と該第2回転体の回転に伴って周回する周回部材と、

前記周回部材に取り付けられ、前記記録媒体を保持し、前記周回部材の周回により前記記録媒体を前記画像形成部から前記定着部まで搬送する保持部と、

を備える画像形成装置。

【請求項2】

40

前記周回部材は、前記第1回転体と前記第2回転体に巻き掛けられている、請求項1に記載の画像形成装置。

【請求項3】

前記周回部材は、前記第1回転体に巻き掛けられた部分から前記第2回転体に巻き掛けられた部分までが最大幅部とされている、請求項2に記載の画像形成装置。

【請求項4】

前記画像形成部は、前記第1回転体としての転写胴を有し、

前記定着部は、加熱部と、前記加熱部の外面とで記録媒体を挟んで画像を該記録媒体に定着する定着領域を有する前記第2回転体としての加圧ロールと、を有し、

前記保持部は、前記周回部材の周回により前記記録媒体を搬送して、前記転写領域及び前記定着領域を通過させる、請求項1又は請求項2に記載の画像形成装置。

【請求項5】

50

前記記録媒体の搬送方向において、前記画像形成部と前記定着部との間に設けられ、前記記録媒体に転写された画像を非接触で加熱する非接触加熱手段を備える、請求項4に記載の画像形成装置。

【請求項6】

前記周囲部材を挟んで前記非接触加熱手段と対向しており、前記保持部によって搬送される記録媒体の裏面に対して空気を送風する送風部を備える、請求項5に記載の画像形成装置。

【請求項7】

前記第1回転体の外径は、前記転写胴の外径よりも小さい、請求項4～6のいずれか1項に記載の画像形成装置。

10

【請求項8】

前記転写胴は、基材と、前記基材の外周に巻かれ、前記基材に対して交換可能な表層と、を有する、請求項4～6のいずれか1項に記載の画像形成装置。

【請求項9】

前記第2回転体の外径は、前記加圧ロールの外径よりも小さい、請求項4～8のいずれか1項に記載の画像形成装置。

【請求項10】

前記加圧ロールは、基材と、前記基材の外周に巻かれ、前記基材に対して交換可能な表層と、を有する、請求項4～9のいずれか1項に記載の画像形成装置。

20

30

40

50